

認定農業者 2020

申請の方法
補助事業の情報
意外と知らないメリット

効率的・安定的な農業経営を目指そう！



認定農業者を目指そう！



●認定農業者制度とは？

認定農業者制度は、農業者が農業経営基盤強化促進法に基づく基本構想※¹に示された農業経営の目標に向けて、今後5年間の農業経営の改善に関する計画（農業経営改善計画）を市町村等が認定する制度です。（複数市町村で農業を営む農業者が認定を申請する場合は、営農区域に応じて都道府県または国が認定※²）

認定農業者になると、国や地方自治体、関係機関から重点的な支援措置を受けることができます。

認定の有効期間は5年間で、認定期間の満了時に新たに計画を作成することで、再度認定を受けることができます。

※1 松山市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

※2 複数市町村で営農する認定農業者の手続きについては、13ページをご覧ください。

●松山市の認定基準（5年後の設定目標）

松山市内に在住または事業地（経営耕地）がある個人または法人の方が対象です。

設定目標項目	基準
年間農業所得	<u>概ね400万円以上</u> （ここでいう概ねとは8割を意味し、320万円以上で可） ・年間100日以上経営に従事する補助従事者(家族等)1人につき50万円を加算 ・法人の場合は、農業部門の代表者(役員等)の所得を対象とし、経営の主宰権がない一般構成員の給与・賃金は雇用労賃として扱い、目標年間農業所得の対象としない
年間労働時間	2,000時間程度（1日8時間労働の場合、年間250日）
経営耕地面積	経営耕地面積の下限基準はありません
年間従事日数	経営主（法人の場合は農業部門の代表者）が年間150日以上農業経営に従事していること
年齢制限	年齢制限なし（申請時に70歳以上の方については、後継者の有無や健康状態を確認させていただくことがあります）
その他	青色申告に向けた帳簿記帳の実施や、定期的な休日の確保、同居家族も農業に従事している場合は、家族経営協定の締結を目指していただきます

申請はどうするの？



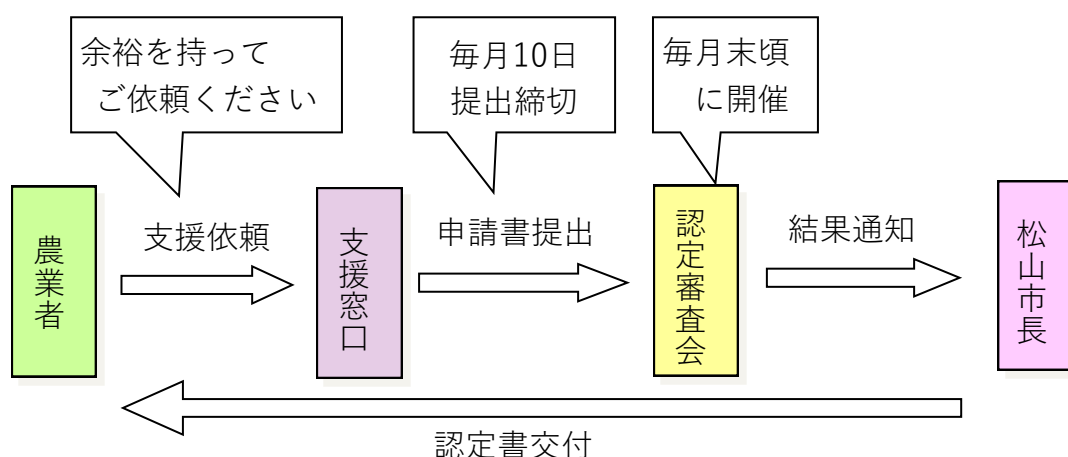
●計画の作成と申請（農業経営改善計画認定申請書）

松山市では、関係機関のご協力により申請の支援窓口を設置しています。認定農業者になりたい方は、まずは支援窓口でご相談ください。支援窓口の担当者が、①経営の現状と改善の方向性を聞き取り、②計画の作成支援、③審査会へ申請書を提出をします。（認定基準に達しないことが見込まれる場合は、申請書の作成をお断りすることがありますのでご了承ください。）

タイプ別支援窓口（支援窓口の都合により変更となる場合があります）

申請者のタイプ	支援窓口		所在 連絡先
JAへ 出荷販売	JAえひめ中央	北部営農支援センター	松山市吉藤4丁目7-26 TEL: 089-911-8586
		北部営農支援センター 中島分室	松山市中島大浦1623 TEL: 089-997-1151
		東部営農支援センター	東温市田窪300-3 TEL: 089-955-0242
	JA松山市	営農センター	松山市生石町548 TEL: 089-968-1211
個人で 出荷販売	愛媛県中予地方局産業振興課		松山市北持田町132 TEL: 089-909-8762
畜産経営	愛媛県中予家畜保健衛生所		伊予郡松前町昌農内641 TEL: 089-984-1440

●認定までの流れ



認定農業者のメリットを知る①



●融資

認定農業者が経営改善を図る際に利用できる長期低利資金として、株式会社日本政策金融公庫が農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）を用意しています。

使いみち	農業経営改善計画の達成に必要な次の資金 ただし、経営改善資金計画を作成し、市町村を事務局とする特別融資制度推進会議の認定を受けた事業に限ります。	
	農地等	取得のほか、改良・造成
	施設・機械	農産物の処理加工施設、店舗などの流通販売施設
	果樹・家畜等	購入費、新植・改植費用のほか、育成費
	その他の経営費	規模拡大や設備投資などに伴って必要となる原材料費、人件費など
	経営の安定化	負債の整理（制度資金は除く）など
	法人への出資金	個人が法人に参加するために必要な出資金等の支払い
融資条件	返済期間	25年以内（うち据置期間10年以内）
	融資限度額	【個人】 3 億円（特認6億円） 【法人】 10億円（特認20億円[一定の場合30億円]） ※このうち経営の安定化のための資金の融資限度額は、個人6,000万円（特認1億2,000万円）、法人2億円（特認4億円）です。 ※法人の場合、特認のご利用に際しては、民間金融機関からの資金調達などの要件があります。詳しくは下記の間合せ先まで。
	利率（年）	0.16～0.30%（令和2年7月20日現在）
	担保・保証人	ご相談のうえ決めさせていただきます

実質化された人・農地プランで地域の中心経営体として位置づけられた認定農業者の方には、貸付当初5年間に限り（国の予算の範囲内で）実質無利子化する金利負担軽減措置があります。人・農地プランについては12ページをご覧ください。

問合せ先：株式会社日本政策金融公庫 松山支店 農林水産事業お客様窓口
松山市三番町6丁目7-3 TEL:089-933-3371

認定農業者のメリットを知る②



●税制面での優遇を受けたい

青色申告により確定申告を行う認定農業者が、農業経営改善計画に従い経営所得安定対策等の交付金を「**農業経営基盤強化準備金**」として積み立てた場合、この積立額を個人は必要経費に、法人は損金に算入できます。

さらに、農業経営改善計画に従い「農業経営基盤強化準備金」を取り崩したり、受領した交付金をそのまま用いて、農用地や農業用の建物・機械等を取得した場合、圧縮記帳できます。

対象交付金	経営所得安定対策の交付金 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策） 米・畑作物の収入減少影響緩和対策交付金（ナラシ対策） 水田活用の直接支払交付金
対象資産	農用地 農地、採草放牧地 農業用の建物・機械等 農業用の建物（建物附属設備） 農業用の構築物 農業用設備（器具備品、機械装置、ソフトウェア） 注）農業経営改善計画に取得する旨の記載が必要です 注）トラックやフォークリフトなどの車両や中古品は対象となりません
必要経費(損金) 算入限度額 〔1または2の いずれか 少ない金額〕	農業経営基盤強化準備金の積立時 1.準備金として積み立てようとする金額 2.その年（事業年度）の事業所得（所得）の金額 圧縮記帳時 1.準備金の取崩額とその年（事業年度）の交付金受領額のうち農業用固定資産の取得に充てた金額の合計額 2.その年（事業年度）の事業所得（所得）の金額
必要な手続き	確定申告の際に、対象となる金額についての農林水産大臣の証明書が必要です。証明書の申請手続き等は、農政局にお問い合わせください。 （確定申告に間に合うよう、申告の1ヶ月～3週間前に申請してください）

問合せ先：農林水産省中国四国農政局愛媛支局
 松山市宮田町188 松山地方合同庁舎 TEL:089-932-1177(代表)

認定農業者のメリットを知る③



●農業者年金での優遇を受けたい

一定の要件を満たす認定農業者の方は、農業者年金の保険料の支払いについて最大5割の国庫補助が受けられます。

保険料の国庫補助を受けるには、以下の3つの要件をすべて満たしている必要があります。

- ①60歳までに保険料納付期間等(カラ期間含む)が20年以上見込まれる(39歳までに加入)
- ②必要経費などを控除したあとの農業所得が900万円以下
- ③青色申告を行っている(3年以内に青色申告を行う約束でも可)

家族経営協定を締結することで、配偶者や後継者も保険料の国庫補助の対象となります。

保険料の国庫補助対象者と補助額

区 分	保険料額／月	
	35歳未満	35歳以上
青色申告者の認定農業者	被保険者負担額 10,000円	被保険者負担額 14,000円
青色申告者の認定農業者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または直系卑属	国庫補助額 10,000円	国庫補助額 6,000円
3年以内に青色申告者となる約束をした認定農業者	被保険者負担額 14,000円 国庫補助額 6,000円	被保険者負担額 16,000円 国庫補助額 4,000円

※ 保険料の国庫補助を受給する期間の保険料は2万円で固定されます。

※ 国庫補助分は将来農業経営から引退（経営継承）した際に、特例付加年金として受給できます。

家族経営協定については12ページをご覧ください。

問合せ先:松山市農業委員会事務局

松山市二番町4丁目7-2 松山市役所本館8階 TEL:089-948-6631

認定農業者のメリットを知る④



●研修生を受け入れたい

●営農インターン推進事業

先進農家等での農業実務慣習、農業大学校等での研修を組み合わせた営農実務研修を実施して、若者の就農促進を図る「営農インターン推進事業」では、一定の要件を満たし、研修受入れ体制が整っているものとして県が認定した場合に、愛媛県内で独立自営就農確実な65歳未満の方を研修生として受け入れることができます。

	短期コース	長期コース
対象者	農家子弟等	新規参入者等
研修生受入先	県内先進農家等（農業指導士、農業法人、県が認める研修機関等）	
期間	3～12ヵ月間	1～2年間
内容	先進農家等の研修生として研修。先進農家で、1作期または重要作期の技術習得のための研修。農業大学校での技術習得研修参加など	県内先進農家等の研修生として研修。先進農家で、技術習得のための営農技術研修。農業大学校での技術習得研修参加など
助成	5万円以内×研修期間（月）	7.5万円以内×研修期間（月）

●農業次世代人材投資事業（準備型）

就農に向けて必要な技術等を習得するために研修を受ける者に対し、原則2年間・年間150万円の資金を交付し、農業者の育成・確保を図る「農業次世代人材投資事業（準備型）」では、一定の要件を満たし、研修受入れ体制が整っているものとして県が認定した場合に、就農予定時の年齢が50歳未満で、独立・自営就農、雇用就農または親元就農を目指す等の要件を全て満たした方を、研修生として受け入れることができます。

※交付対象者の要件や返還の対等の詳細については、下記の間合せ先でご確認ください。

間合せ先：公益財団法人えひめ農林漁業振興機構

松山市一番町4丁目4-2 愛媛県庁第2別館内 TEL:089-945-1542

●農の雇用事業

農業法人等が研修生を新たに雇用し、就農に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるために実践的な研修や外部専門家による研修等に対して、研修生1人あたり年間最大120万円の助成を受けられる「農の雇用事業」を利用できる場合があります。

※本事業は、雇用就農者の確保・定着を推進するため、農業法人等が研修生に対して行う実践的な研修を支援するものです。経営資金や従業員に対する賃金の補助を目的とした事業ではありませんので、ご注意ください。

間合せ先：愛媛県農業会議

松山市一番町4丁目4-2 愛媛県庁第2別館内 TEL:089-943-2800

認定農業者になったら

松山市認定農業者協議会に加入しよう！



●松山市認定農業者協議会とは？

松山市内の認定農業者有志により組織された協議会です。会員の経営改善のため、視察研修や講演会、関係団体による情報提供といった活動を実施しています。

市内を5つに区分した地域ブロック会活動と、果樹、野菜、花きの作目に特化した研究部会活動があります。協議会の年会費は1,000円（必須）で、研究部会の年会費は1研究部会ごとに3,000円（任意加入）です。

入会をご希望される方は、下記事務局までご連絡ください。

活動内容

- ・先進地視察 ・講演会 ・研修会 ・アグリビジネス講座
 - ・まつやま農林水産まつりへの参加
 - ・会員専用補助事業の実施 ・関係団体のイベント情報
- ※活動によっては参加費がかかる場合があります。



地域ブロック会の対象地区と研究部会

名称		対象地区※
地域ブロック会	第1ブロック会	五明、伊台、日浦、湯山、道後、桑原、味酒、生石、高浜、久枝、和気、清水、堀江、潮見
	第2ブロック会	小野、久米、浮穴、石井、東雲、素鷲、番町、八坂、荏原、坂本、新玉、雄郡、余土、垣生、味生、三津浜、宮前
	第3ブロック会	東中島、西中島、神和、睦野
	第4ブロック会	泊、由良
	第5ブロック会	北条、難波、正岡、浅海、立岩、河野、粟井
研究部会		果樹研究部会、野菜研究部会、花き研究部会

※農地が住所地外にある場合は、希望により他のブロックに所属することもできます

問合せ先：松山市認定農業者協議会事務局

松山市二番町4丁目7-2 松山市農水振興課内

TEL:089-948-6566



認定農業者向けの補助事業①



●次代につながる果樹産地生産力向上支援事業（市事業）

果樹等を生産する認定農業者の方は、松山市独自の補助を受けられます。受益面積が概ね地続きで**200㎡以上**あることが条件です。

対象となる経費	補助率	対象農地
温州みかん及び伊予柑をアボカドに転換するため、伐採、抜根、土壌改良などに要する経費	補助対象経費の1/2以内	農振農用地（青地）
対象品種の栽培に必要な施設の設置に係る経費（資材費のみ） ※ハウスは紅まどんなのみ、光反射シートは施設紅まどんなのみ対象	対象事業費（施工費除く）と標準事業費のいずれか低い額の1/2以内、ハウス施設について園芸施設共済等に参加しないときは1/3以内 〈10aあたりの標準事業費〉 ①無加温ハウス 500万円 ②雨除けハウス 300万円 ③灌水設備 21万円 ④光反射シート 12万円 ⑤防風ネット（標準事業費なし） ⑥防鳥ネット（標準事業費なし）	農振農用地（青地）
対象品種の栽培に必要な施設の設置に係る経費（資材費のみ） ※ハウスは紅まどんなのみ対象	対象事業費（施工費除く）と標準事業費のいずれか低い額の1/3以内、ハウス施設について園芸施設共済等に参加しないときは1/4以内 〈10aあたりの標準事業費〉 ①無加温ハウス 500万円 ②雨除けハウス 300万円 ③灌水設備 21万円	農業振興地域内の農用地区域外（白地）
荒廃している農地を再生・利用するための作業（障害物除去、深耕、整地、土づくり等）に必要な経費	補助対象経費の1/3以内	農業振興地域内

対象品種	紅まどんな、せとか、カラマンダリン、なつみ、甘平、ライム、アボカド
------	-----------------------------------

申請時期によっては要望調査が終了しており、キャンセル待ちとなる場合があります。農振農用地（青地）については9ページをご覧ください。

問合せ先：松山市農水振興課 生産振興担当

松山市二番町4丁目7-2 松山市役所本館8階 TEL:089-948-6568

認定農業者向けの補助事業②



●松山市鳥獣被害防止施設等資材購入費補助金（市事業）

イノシシの侵入防止のために、被害防止施設（電気柵、金網、トタン板など）を新設する場合に必要な、資材の購入費用を松山市独自に補助支援します。

資材を松山市内の販売店で購入していただくことが条件です。

①補助対象者の要件

- ・松山市内に住所があり、市内で農業を営んでいること。
- ・松山市税を完納していること。
- ・申請年度内に防護柵設置を完了できること。（申請は同一年度内に1回限り）

※一度市の補助により設置した部分への重複設置は、たとえ資材の種類が異なっても補助対象となりません。

②補助金の額（資材購入費の補助）

- ・個人（認定農業者）で設置する場合

実際にかかった資材費または標準事業費（1m当たり450円）のいずれか低い金額の2分の1以内（上限3万円）

- ・共同（2戸以上）で設置する場合（連続する園地）

上記のとおり算出した金額の2分の1以内（上限50万円）

※個人設置は施設の延長が100m以上、共同設置は300m以上であることが必要。

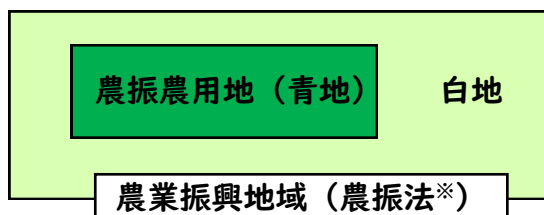
問合せ先：松山市農水振興課 鳥獣対策・農地保全担当

松山市二番町4丁目7-2 松山市役所本館8階 TEL:089-948-6567

●農振農用地とは？

- ・農業振興地域のうち、農業のために用いるべき土地のことを**農振農用地（青地）**と呼び、補助事業の多くは農振農用地（青地）を対象としています。
- ・そのため、農振農用地以外では、補助事業を実施できない場合があります。
- ・なお、農振農用地（青地）は、地番で指定しています。

農振農用地（青地）のイメージ図



※農振法
農業振興地域の整備に関する法律

農振農用地の確認先：松山市農水振興課 鳥獣対策・農地保全担当

松山市二番町4丁目7-2 松山市役所本館8階 TEL:089-948-6567

認定農業者向けの補助事業③



●経営所得安定対策（国事業）

●水田活用の直接支払交付金に係る「振興作物転作担い手加算」

松山市内の水田で対象作物を200㎡以上作付けし、出荷販売して、販売伝票（写）等で販売したことを証明する書類を期限までに提出できる認定農業者の方で、その旨を申請した方には、交付金が増額されます。

対象作物	えだまめ・スイートコーン・トマト（ミニトマト）・きゅうり・ なす・さといも・キャベツ・白ねぎ・いちご・施設軟弱野菜・ ブロッコリー・花き・そらまめ※ ※そらまめは、水稻の裏作が対象となります。
------	---

●畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

諸外国との生産条件の格差により不利がある国産農産物（麦、大豆、そば）の生産販売を行う方に、交付金を支払います。

単価例：面積払（2万円/10a）＋数量払（作物と等級ごとに補助金額が異なります）

●米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）

米、麦、大豆の販売収入の合計が標準的収入額を下回った場合に、減収額の9割を補てんする保険制度です。加入者と国が1対3の割合で拠出します。

※令和2年度分の申請受付は終了しました。

問合せ先：○申請などの手続きに関すること

松山市地域農業再生協議会

松山市二番町4丁目7-2 松山市役所本館8階 農水振興課内 TEL:089-948-6568

○経営所得安定対策等制度に関すること

農林水産省中国四国農政局愛媛支局 地方参事官室

松山市宮田町188 松山地方合同庁舎 TEL:089-932-6989

認定農業者向けの補助事業④



●認定農業者経営発展支援事業（県事業）

農地集積などによる経営規模拡大を志向する認定農業者が、集落の営農計画書に基づき、生産・加工・出荷に係る機械・施設を導入する場合に経費の一部を支援します。農地中間管理事業を利用して農地集積・経営規模拡大を図った場合には補助率を上乗せします。

助成対象：農業用機械(トラクター、コンバイン等)、農業用施設(ハウス、プレハブ保冷庫等)

条 件：①整備事業費が50万円以上、②耐用年数が5年以上、③倉庫、運搬用トラック、パソコン等、農業経営以外の用途に容易に供されるような汎用性の高い物でないこと（①～③全て満たすこと）

対 象 者：認定農業者で集落の営農計画に基づく規模拡大や生産方式の合理化などに取り組む者

補 助 率：基準補助率1/4+（1/8または1/4を上乗せ※）

※当該年度に農地中間管理事業を利用して農地集積・経営規模拡大を図った場合は、規模拡大面積が0.5～0.8ha未満(果樹・施設園芸は0.15～0.25ha未満)で1/8上乗せ、0.8ha以上(果樹・施設園芸は0.25ha以上)で1/4上乗せ。(利用権設定は5年以上)

※令和2年度の事業募集は終了しました。

●強い農業・担い手づくり総合支援交付金（国事業）

「実質化された人・農地プラン」が作成された地域において、中心経営体等の地域の担い手が、融資を活用して農業用機械・施設を導入する際に、融資残について補助金を交付することにより主体的な経営発展を支援します。「融資主体型補助事業（融資残補助）」

実施地区：「実質化された人・農地プラン」が作成されている地域。「実質化された人・農地プラン」が作成されていない地域では、農地中間管理機構から賃借権の設定等を受けた者が営農する範囲。

助成対象：「実質化された人・農地プラン」に位置付けられた中心経営体。既存の人・農地プランが存在せず、公表された工程表の内容を実現するうえで必要であると事業実施主体が認める農業者又は当該農業者の組織する団体。農地中間管理機構から賃借権の設定等を受けた者。

支援対象：農産物の生産その他農業経営の開始もしくは改善に必要な機械等の取得、改良、補強又は修繕。農地等の造成、改良又は復旧。

成果目標：支援を受ける方は、必須目標と併せて、1つ以上の事業関連取組目標について、具体的な数値目標を設定した上で、その目標を達成していただく必要があります。

必須目標：付加価値額（収入総額－費用総額＋人件費）の拡大

事業関連取組目標：経営面積の拡大、農産物の価値向上、単位面積当たり収量増加
経営コストの縮減、農業経営の複合化、農業経営の法人化

※事業実施に係る詳細な要件等については、下記の問合せ先にご連絡ください。

問合せ先：松山市農水振興課 集落営農・担い手育成担当

松山市二番町4丁目7-2 松山市役所本館8階 TEL:089-948-6566

認定農業者に求められること①



●人・農地プラン

●人・農地プランとは？

高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など、地域における「人と農地に関する問題」を担い手への農地の集積・集約化によって解決するため、農地の現況把握と徹底した話し合いにより、将来の農地の借受け・貸付け方針等を定めたのが「人・農地プラン」です。

認定農業者は、地域の中心的な役割を果たす経営体（中心経営体）として位置づけられることを期待されています。中心経営体には、農業の競争力・体質強化を図り、持続可能な農業を実現するため、補助事業等の支援があります。

●人・農地プランの作成手順

1. 地域の人と農地の現況把握

アンケート等により農業経営の意向、後継者の有無、農地管理の意向を把握する

2. 把握した意向の集約

話し合いに向けて、アンケート結果を地図化し、課題を共有する

3. 話し合い

アンケートや地図を踏まえて、地域の皆さんが話し合い、中心経営体への農地の集約化に関する将来方針と具体的な手段を決める

4. 将来方針の決定

地域で合意が得られた将来方針を人・農地プランとして決定・公表する

●人・農地プランの実質化の要件

① アンケートの実施

地区の相当部分について、概ね5～10年後の農地利用に関するアンケート調査

② 現況把握

アンケート調査や話し合いを通じて、農業者の年齢階層別の就農や後継者の確保の状況を地図により把握

③ 地域の中心となる経営体（中心経営体）への農地の集約化に関する将来方針の作成

対象地区を原則として集落ごとに細分化し、5～10年後に農地利用を担う中心経営体に関する方針を決定

※実質化とは①～③までの過程を経て作成されたプランのこと

人・農地プランの実質化に向けて、
アンケート調査及び地域での話し合いへの
ご協力をお願いします。



問合せ先：松山市農水振興課 集落営農・担い手育成担当

松山市二番町4丁目7-2 松山市役所本館8階 TEL:089-948-6566

認定農業者に求められること②

●家族経営協定の締結

家族経営協定とは、家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるものです。

家族経営協定を締結することで、夫婦や親子で認定農業者に共同申請ができたり、農業者年金の保険料の国庫補助の対象者が拡大されたりします。

協定書の様式例は松山市農業委員会事務局で配布しています。

松山市農業委員会では締結者に記念品を贈呈しています

家族経営協定書

松山 太郎
松山 花子

問合せ先:松山市農業委員会事務局

松山市二番町4丁目7-2 松山市役所本館8階 TEL:089-948-6631

複数市町村で営農する認定農業者の手続き

●国・都道府県認定の申請先

従来、複数の市町村で営農する場合は、それぞれの市町村に経営改善計画の認定申請を行う必要がありましたが、営農区域ごとに都道府県または国が認定手続きを行います。

農業経営を営む区域が、複数市町村にまたがる場合、単一都道府県内に存ずる場合は都道府県知事、複数都道府県にまたがる場合は国（地方農政局長または農林水産大臣）に認定を申請することとなります。農業経営を営む区域が単一市町村の範囲内の場合は、従来どおり市町村に認定を申請します。

農業経営を営む区域			認定庁
単一市町村の区域内			市町村長
複数市町村 にまたがる	単一都道府県の区域内		都道府県知事
	複数都道府県 にまたがる	単一地方農政局の管区内	地方農政局長
		複数の地方農政局の管区にまたがる	農林水産大臣

問合せ先:松山市農水振興課 集落営農・担い手育成担当

松山市二番町4丁目7-2 松山市役所本館8階 TEL:089-948-6566

●本冊子の情報は制度や補助事業の概要を示したものです。その他にも条件等がある場合がありますので、制度への取り組みや補助事業への申し込みを検討される場合は、事前に詳細についてお問合わせください。

●補助事業への申し込みについて

ほとんどの補助事業は事前に申し込みが必要です。申し込みが必要な事業の場合、事後申請は受付できませんのでご注意ください。

また、高額な資材の購入を補助する事業では、入札の実施が条件となる場合があります。入札の結果、希望のメーカーの資材とはならず、同等性能の別メーカーの資材となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

これ一冊で松山市の認定農業者制度がまるわかり！

認定農業者 2020

松山市農水振興課
松山市地域農業再生協議会事務局
松山市二番町4丁目7-2 松山市役所本館8階
TEL:089-948-6566